

モンテディオ山形サッカースクール

会 則

- [第1条] 名称・所在地
名称を「モンテディオ山形サッカースクール」（以下スクール）といい、スクール事務局を天童市山王1-1 山形県総合運動公園内におく。
附記(スクール庄内は、鶴岡市山田字油田9 7 TDK 内モンテディオ山形クラブハウス庄内におく。)
- [第2条] 目的
地域の子供たちを対象にサッカーを通じて体を動かす喜びやスポーツの楽しみを体験してもらい、健やかな心と身体を育めるよう支援することを目的とする。
- [第3条] 入会資格
本人および保護者が当スクールの目的に賛同していること。
- [第4条] 指導日時
事前に決まっているコース(曜日/時間)での指導を基本とする。ただし、夏休み・冬休みの期間中、及びトップチームホームゲーム開催日の活動については、変更することがある。
- [第5条] 指導内容及び指導者
スクールが定めた指導方法により、専任指導者が充たるものとする。
- [第6条] 入会手続き
保護者の同意を必要とし入会申込書をスクール事務局に提出する。
- [第7条] 会費
① 年会費(入会費)
天童スクール・米沢スクール・酒田スクール・鶴岡スクール・新庄スクール・山形スクール・Sクラス村山 U-12・Sクラス庄内
…6,600円(ただし、9月以降に入会の場合は、4,200円とする)
② 月会費
天童スクール…4,000円(キッズクラス)、5,000円(小学1～6年生クラス)
米沢スクール…4,000円(キッズクラス)、5,000円(小学1～4年生クラス)
酒田スクール…5,000円(小学1～6年生クラス)
鶴岡スクール…5,000円(小学1～6年生クラス)
新庄スクール…5,000円(小学3～6年生クラス)
山形スクール…4,000円(キッズクラス)、5,000円(小学1～4年生クラス)
Sクラス …6,000円(Sクラス村山 U-12・Sクラス庄内)、
2,000円(Sクラス村山 U-8, U-10)
会費の支払いは、原則として山形銀行口座振替制度を利用する。また、支払われた年、月会費は返金しないものとする。
- [第8条] 指導場所
スクール会場は、別途スクール募集概要による。
- [第9条] 自己負担
会費、スクール会場までの交通費、練習着そのほか練習に必要な個人用具一式。
- [第10条] 更新
次年度の更新希望者の手続きについては年度末に行う。
- [第11条] 休会

けがや病気などやむを得ない事情により 1 ヶ月(30 日)以上休む場合は、その旨をスクール事務局までに申し出たうえ、休会する前月 25 日まで休会届けを提出しなければならない。

[第 12 条] 退会

退会する場合は、その旨をスクール事務局までに申し出たうえ、退会届を退会する前月 25 日まで提出しなければならない。

[第 13 条] 保険の加入

活動中に負傷した場合は、加入する「総合型地域スポーツクラブ専用保障制度」の適用範囲であれば補償されるが、適用外の場合は本人負担とする。

[第 14 条] 除籍

本会則に度重なる違反したり、スクール生としてふさわしくないと判断した者を除籍させることができる。

[第 15 条] 免責

スクール生・その保護者およびその関係者は、スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールまたは指導者に対して、何ら損害賠償等を請求しないものとする。

[第 16 条] 閉鎖

社会情勢の変化やその他スクール運営が継続困難となる事由が生じた場合、3 ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することが出来る。

[第 17 条] 未納・滞納

年、月会費における未納に対して、3 ヶ月以上滞納した場合は退会させることができる。

[第 18 条] 協議

本会則に定めていない事項は、双方が誠意を持って協議のうえ、円満に解決することとする。

[第 19 条] 付則

当スクールは、必要に応じ随時本会則を改正するとともに、本会則に定めていない事項については細則を定めることができる。

附 則 本会則は、平成 16 年 4 月 1 日から効力を生じるものとする。

平成 23 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 3 月 1 日改定
平成 25 年 3 月 6 日改定
平成 26 年 1 月 27 日改定
平成 27 年 3 月 9 日改定
平成 28 年 3 月 15 日改定
平成 29 年 3 月 30 日改定
平成 30 年 3 月 15 日改定